

# 成城大学学位規則

## (目 的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び成城大学学則第27条並びに成城大学大学院学則第22条の規定に基づき、成城大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

- 2 学士の学位には、次のとおり専攻分野を付記する。
  - 学士（経済学）
  - 学士（文学）
  - 学士（法学）
  - 学士（社会イノベーション学）
- 3 修士の学位には、次のとおり専攻分野を付記する。
  - 修士（経済学）
  - 修士（文学）
  - 修士（法学）
  - 修士（社会イノベーション学）
- 4 博士の学位には、次のとおり専攻分野を付記する。
  - 博士（経済学）
  - 博士（文学）
  - 博士（法学）
  - 博士（社会イノベーション学）

## (学士の学位授与の要件)

- 第3条 学士の学位は、本学に4年以上在学し、所属する学部の教授会が、成城大学学則第18条に規定する単位を修得し、かつ、卒業と認定した者に授与する。ただし、他の大学に在学した年数は、これを通算する。
- 2 学士の学位は、本学に3年以上在学し、所属する学部の教授会が、成城大学学則第18条に規定する単位を優秀な成績で修得し、かつ、卒業と認定した者には、前項の規定にかかわらず、授与することができる。ただし、他の大学に在学した年数は、これを通算する。

## (修士の学位授与の要件及び論文の提出)

- 第4条 修士の学位は、本学大学院各研究科博士課程前期に成城大学大学院学則第20条第1項に定める年数以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に対し、当該研究科教授会の議を経て授与する。
- 2 成城大学大学院学則第20条第2項の定めにより、特定の課題についての研究の成果の審査をもって前項の修士論文の審査に代えることができる。この場合において、この規則の「修士論文」「修士の学位論文」を、「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。
- 3 修士の学位論文は、各研究科の定めるところにより、当該研究科長に提出するものとする。
- 4 前項の学位論文は、各研究科博士課程前期の在学年限内に限り提出することができる。

## (博士の学位授与の要件及び論文の提出)

- 第5条 博士の学位は、本学大学院各研究科博士課程後期に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した者に対し、当該研究科教授会の議決及び大学院協議会の協議を経て授与する。
- 2 各研究科博士課程後期に在学する者が博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書及び論文に、論文要旨、論文目録、履歴書を添えて、各研究科の定めるところにより、当該研究科長に提出するものとする。
- 第6条 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても、学位論文を提出してその審査と試験に合格し、本学大学院の博士課程を修了して学位を授与される者と同様以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者には、これを授与することができる。
- 第7条 前条による博士の学位の申請に当たっては、学位申請書及び論文に、論文要旨、論文目録、履歴書、論文審査手数料50,000円を添え、論文の審査を受けようとする研究科を指定して、各研究科の定めるところにより、当該研究科長に提出するものとする。
- 2 本学大学院各研究科博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定を準用する。ただし、退学後3年以内に学位論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。
- 3 前第1項又は第2項の規定により提出された学位論文及び納付された論文審査手数料は、還付しない。

## (修士及び博士の学位論文)

第8条 修士及び博士の学位論文は1篇とし、原則として、修士の学位論文の場合は正本1部、副本3部を提出するものとし、博士の学位論文の場合は正本1部、副本5部を提出するものとする。ただし、博士の学位論文の場合は、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の提出を求めることができる。

## (審査委員)

第9条 修士及び博士の学位論文の審査は、当該研究科教授会が所属教員のなかから委嘱する審査委員によって行う。

2 前項の審査委員は、次のとおりとする。

(1) 第4条の規定による修士の学位及び第5条の規定による博士の学位については、指導教員を主査とし、専攻科目及び関連科目の授業担当教員のなかから2名以上を副査とする。

(2) 第6条及び第7条第2項の規定による博士の学位については、当該専門分野の授業担当教員のなかから1名を主査とし、専攻分野及び関連分野の授業担当教員2名以上を副査とする。

3 研究科教授会は、審査のため必要があると認めるときは、本条第1項の規定にかかわらず、他の研究科教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

## (学位論文の審査、試験及び学力の確認)

第10条 修士及び博士の学位論文の審査委員は、学位論文の審査の他、第4条及び第5条に規定する最終試験又は第6条に規定する試験と学力の確認を行う。

2 最終試験及び試験は、学位論文を中心として、これに関連のある学科目について行う。

3 学力の確認は、口頭及び筆答により、専攻分野及び外国語について行う。

4 前項の外国語については、原則として2か国語を課する。

5 第7条第2項の規定により学位の授与を申請する者が、退学してから5年以内に学位論文を提出したときは、第3項の学力の確認を行わないことができる。

## (審査期間)

第11条 審査委員は、修士論文については各研究科の定める期日までに、博士論文については論文の提出があった日から1年以内に、所定の審査の手続きを終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

## (審査委員の報告)

第12条 第4条の規定による修士論文の審査委員は、論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果を、学位授与の可否についての意見を添えて、当該研究科教授会に文書で報告しなければならない。

第13条 第5条の規定による博士論文の審査委員は、論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果を、学位授与の可否についての意見を添えて、研究科教授会に文書で報告しなければならない。

第14条 第6条又は第7条第2項の規定による博士論文の審査委員は、論文の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を、学位授与の可否についての意見を添えて、研究科教授会に文書で報告しなければならない。

2 審査委員は、前項の学位論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を省略して、審査報告を行うことができる。

## (研究科教授会の審議)

第15条 研究科教授会は、第12条、第13条及び第14条に定める報告に基づいて審議し、学位授与の可否について議決する。

2 学位授与の議決には、当該研究科教授会構成員の3分の2以上の出席を要し、出席教員の3分の2以上の賛成がなければならない。

## (研究科長の報告)

第16条 研究科教授会が、博士の学位について前条第2項に定める議決をしたときは、当該研究科長は学位論文に論文審査の要旨、最終試験又は試験及び学力の確認の結果を添えて、学位授与の可否について文書で学長に報告しなければならない。

## (修士及び博士の学位の授与)

第17条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位授与について大学院協議会の協議を経て、決定する。

第18条 学長は、修士及び博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を交付し、当該学位を授与できない者にはその旨通知する。

2 博士の学位授与の時期は、その都度定める。ただし、修士の学位授与の時期は毎年3月とする。

## (博士論文の概要、審査要旨及び学位論文の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の概要及び審査の要旨を公表する。

- 第20条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむをえない事由がある場合には、当該学位を授与された者は、本学の承認を受けて、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本学はその学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定により学位論文の全文もしくはその要約を公表する場合には、本学審査の学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(博士の学位授与の取消し)

- 第22条 博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為をしたときは、学長は当該研究科教授会の議決に基づき、大学院協議会の協議を経て、その学位を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。
- 2 前項の研究科教授会の議決は、第15条第2項の規定を準用する。

(登録)

第23条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は学位簿に登録し、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の学位(博士)授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記の再交付)

第24条 学位記の再交付を受けようとする者は、その事由を記載した申請書に手数料5,000円を添えて、学長に願い出なければならない。

(学位記及び書類の様式)

第25条 学位記及び学位申請関係書類等の様式は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、昭和57年10月26日から施行する。

(中略)

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、平成16年度以前に入学した者は従前の規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月31日から施行する。

別 表

1. 第3条の規定により授与する学位記の様式

(様式1)

○第	号
学 位 記	
氏 名	
年	月 日 生
本学○○学部○○学科所定の 課程を修めたことを認める	
成城大学○○学部長	氏名 印
本学○○学部長の認定により 学士（ ）の学位を授与する	
年	月 日
成城大学学長	氏 名 印

2. 第4条及び第5条の規定により授与する修士及び博士（課程）の学位記の様式

(様式2)

第	号
学 位 記	
氏 名	
年	月 日 生
本学大学院○○研究科○○専攻の 博士課程前期 博士課程後期 において所定の単位を 修得し学位論文の審査および最終試験に 合格したことを認める	
成城大学大学院 ○○研究科長	氏 名 印
本学大学院○○研究科長の認定により 修士 博士 （○○学）の学位を授与する	
年	月 日
成城大学学長	氏 名 印

3. 第6条の規定により授与する博士（論文）の学位記の様式

(様式3)

第	号
学 位 記	
氏 名	
年	月 日 生
本学に下記の論文を提出して学位を請求し 本研究科教授会の審査及び試験に合格した ことを認める	
論文題目 ○○○○	
成城大学大学院 ○○研究科長	氏 名 印
本学大学院○○研究科長の認定により 博士（○○学）の学位を授与する	
年	月 日
成城大学学長	氏 名 印

4. 博士の学位申請関係書類の様式

(1) 第5条第2項または第7条第2項の規定による学位申請書の様式（課程博士）

(様式4)

成城大学学長  殿	学位申請書  学位規則 第五條第二項 第七條第二項 の規定により論文に 論文要旨、論文目録及び履歴書を添え博士（○○学）の 学位の授与を申請いたします 平成 年 月 日 ○○研究科 ○○専攻博士課程後期 氏名  印	
-----------------	---	--

備考1. 申請者が本学大学院博士課程退学者の場合には、肩書の末尾に（平成○年退学）と附記すること。  
 2. 学位申請書1通、論文正本1部、副本5部、論文要旨（3千字以内）4部、論文目録4通、履歴書4通を提出すること。

(2) 第7条第1項または第2項本文の規定による学位申請書の様式（論文博士）

(様式5)

成城大学学長  殿	学位申請書  貴学学位規則 第七條第一項 第七條第二項本文 の規定により論文に 論文要旨、論文目録、履歴書及び論文審査手数料を添え 博士（○○学）の学位の授与を申請いたします 平成 年 月 日 氏名  印	
-----------------	---	--

備考 学位申請書1通、論文正本1部、副本5部、論文要旨（3千字以内）4部、論文目録4通、履歴書4通を提出すること。

(3) 論文目録の様式

(様式6)

平成 氏名 年 月 日 印	2 印刷公表の方法および時期	1 題 目	参 考 論 文	2 印刷公表の方法および時期	1 題 目	論 文  論 文 目 録
------------------------------	-------------------	-------------	------------------	-------------------	-------------	--------------------------------

備考1. 論文目録は4通提出すること。  
 2. 論文題目が外国語の場合には和訳を付記すること。  
 3. 参考論文が2種以上あるときは列記すること。  
 4. 印刷公表の方法については、単行本の場合は発行所、雑誌論文の場合は雑誌名巻号等を記載すること。  
 5. 論文がまだ印刷公表されていないときは、その予定を記載すること。

